

秋田公立美術大学作品等による国際交流に関する規程

平成28年2月12日

規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、本学の教員又は学生並びに海外の教員等又は学生が、海外における作品等による国際交流（以下「作品等交流」という。）を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(作品等による交流の範囲)

第2条 作品等交流の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、人的交流を伴う場合は、「秋田公立美術大学教職員等による国際交流に関する規程」（平成28年公立大学法人秋田公立美術大学規程第8号）および「秋田公立美術大学学生の留学等に関する規程」（平成28年公立大学法人秋田公立美術大学規程第7号）の定めるところによる。

- (1) 公立大学法人秋田公立美術大学海外の大学および研究機関等との協定に関する規程（平成28年公立大学法人秋田公立美術大学規程第17号。以下「協定規程」という。）により協定を締結又は締結しようとする海外の大学等との交流作品展又は巡回展の開催
- (2) 本学の教員又は学生の海外における展覧会、公募展又はアートプロジェクト等への出品
- (3) 海外の教員、学生又はアーティスト等の作品の本学又は附属施設等における展示
- (4) その他学長が認める作品等による国際交流

(作品等による交流の申請)

第3条 作品等交流を行おうとする教員又は学生は、作品等交流申請書を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(作品等による交流の許可)

第4条 学長は、前条による申請があったときは、別に定める基準により審査を行い、作品等交流を許可することができる。

(作品等による交流に対する支援)

第5条 学長は、第4条の規定により作品等による交流を許可した教員又は学生に対し、当該交流に必要な情報を提供し、又は当該交流に必要な費用の一部を支出することができる。

(作品等による交流報告書)

第6条 教員又は学生は、作品等による交流が終了したときは、作品等による交流報告書を学長へ提出しなければならない。

(許可の取消し)

第7条 学長は、実際の交流内容が、許可を受けた交流内容と著しく異なるときは、当該交流の開始前、開始後又は終了後にかかわらず、第4条の規定による許可を取り消すことができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、作品等による交流に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年2月12日から施行する。